公告

報

9月1日 (火曜日)

平成

である。

平成二十一年九月一

水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林

山口県知事

=

井

関

成

法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、

次のとおり

||十一年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年

平成 21 年

山口県告示第三百五十一

平成二十 道路の供用の開始 (道路整備課) 道路の区域の変更 (道路整備課) 森林法の規定に基づく許可をすべき皆伐面積の限度 (森林整備課) ふ化業者の登録 (畜産振興課)... 下関都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課) 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定による意見書の提出 (商政課) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (商政課) 一年度後期実施技能検定試験の実施 (労働政策課) 目 次

佐

波

Ш

波郡徳地町の区域に限る。) 防府市山口市(平成十七年九月三十日における佐

七一・

五

一六〇・四四

四〇〇・

六五

五

生

徳

Щ

地

X

石施

Ш

島

三川

椹

野

Ш

須町の区域に限る。)口市並びに吉敷郡秋穂町、小郡町及びり山口市(平成十七年九月三十日における

阿る知山

一六七・

五八

三六・二五

山口県告示第三百五十号

Щ

П

六 Ξ Ξ

東

Ш

厚

狭

Ш

宇部市

Щ 陽小野田

六三七・

五七

〇 -三 七

豊

浦

地

X

関市

三六四

八〇

五

九・三八

Ξ

四

九五

兀

〇 六

八五七・一

兀

〇二・三七

大

津

地

 $\overline{\times}$

門市

橋

本

Ш

域に限る。) 阿武郡阿東町びに阿武郡川上村、むつみ村及び旭村の区がに阿武郡川上村、むつみ村及び旭村の区域に限る。) 阿武郡阿武町 須佐町及び福栄村の区域に限る。) 阿武郡阿武町 須佐町及び福栄村の区域に限

叼

北

地

X

集団の区域についません

行

政

単

位

X

域

ヘクター

ル

五四・

九〇

七五・七九

安林 保安林 水源かん養保 土砂流出防の限度 土砂流出防

保安林 土砂流出防備 ヘクタール)

ふ化業者の登録をした。 養鶏振興法 (昭和三十五年法律第四十九号) 第七条第一項の規定に基づき、 次のとお

平成二十一年九月一日

登録番号 名 ıЗ١

同組合深川養鶏農業協 称化 住 者 所

八五九の一長門市東深川 同組合孵卵場深川養鶏農業協 名

第

뮹

称 八一の一長門市西深川五 所

場

化 知

Щ 口県

事

在 地 平成 登録年月日

井 関 成 錦 Ш

下

流

四九〇

六

〇八・二三

六

九

四

六六

=

七七

六五・一

四

由

宇

ЛĪ

柳

井

Ш

大 島 地 X 区 おける徳山市、新南陽市及び都濃郡鹿野町区 おける徳山市、新南陽市及び都濃郡鹿野町の区域に限る。) 柳井市 神州市 田布施町及び平生町 の区域に限る。) 熊毛町の区域に限る。) 島郡周防大島町

道路の区域

路線

名

佐々並美東線

二 魚つき保安林

二. 〇六	岩国市		〇・五〇	周南市	— 二·六六	下関市
= 0,	一	柳井市	三二八	下松市	一八・二八 下松市	長門市
0·±	一盖	平生町	三・九〇	防府市	二七・三八	萩市
九・〇四		上関町	0. =	宇部市	四・三〇	阿武町
Iの の限度 の の限度 前 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	田立の	区る位同域集と一団さの	(ヘクタール) の限度 間が可をすべ	区る位同域集と一切さののれ単	(ヘクタール) の限度 き皆伐面積 許可をすべ	区る位同域集と一団さののれ単

保健保安林

一三四・七四	県	П	Щ
(ヘクタール)面積の限度	域と さ れ	集一の単の区域	る同

山口県告示第三百五十二号

П

路の区域を変更する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

いて一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十一年九月一日から一月間山口県土木建築部道路整備課にお

Щ

平成二十一年九月一日

山口県知事 = 井 関

成

道路の種類 県道

町大田字漬ノ下ハ七の一 旧 最狭 二・四 七〇四・〇 間 旧新別 敷地の幅員 延 長 備 考				
旧新別(メートル)(メートル)(メートル)	•	· · ·	旧	ノ 下
	(メートル) 延 長	大地	旧新別	回

まで同市美東町大田字西ケ迫ニニー地先

新

最最 広狭 四七三・一三

六三一・| 完了による。

山口県告示第三百五十三号

路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次のとおり道

いて一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十一年九月一日から一月間山口県土木建築部道路整備課にお

平成二十一年九月一日

山口県知事 = 井 関 成

「日報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報	路線名 供用開始の区間供用開始の期
二十一年九月	開始の期日

線佐県

只久

(二八〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

市から意見を聴きました。 二十一年四月十日山口県公告 (一二五) に係る大規模小売店舗について次のとおり周南 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、平成

政課及び周南市産業観光部産業政策課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成二十一年九月一日から同年十月一日までの間、山口県商工労働部商

平成二十一年九月一日

山口県知事 = 井 関 成

大規模小売店舗の名称及び所在地

所在地 称 周南市花畠町一二七の一 アルク徳山中央店

意見の概要

交通に係る事項、騒音の発生に係る事項等について配慮を求める。

(二八一) 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定による意見書の提出

書の提出がありました。 二十一年四月十日山口県公告 (一二五) に係る大規模小売店舗について次のとおりき 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第二項の規定により、13

商政課及び周南市産業観光部産業政策課において公衆の縦覧に供します。 当該意見書は、平成二十一年九月一日から同年十月一日までの間、山口県商工労

平成二十一年九月一日

山口県知事 = 井 関 成

名 大規模小売店舗の名称及び所在地 称 アルク徳山中央店

所在地 意見の概要 周南市花畠町一二七の一

報

交通に係る事項について配慮を求める。

(二八二) 平成二十一年度後期実施技能検定試験の実施

条第一項の規定により、平成二十一年度後期実施技能検定試験を次のとおり実施 職業能力開発促進法 (昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。) 第四

平成二十一年九月一日

Щ

П

山口県知事 _ 井

関 成

技能検定の実施職種及び試験の方法

実施職種

鋳造、金属熱処理、 特級の技能検定 機械加工、

機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装| めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電 放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場

一級及び二級の技能検定

建設機械整備、婦人子供服製造及びプラスチック成形

の

次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係

		職	44%		7.5	種		試験科目
で 平 し 成	さ			<			井	ロータリー式さく井工事
意見	金		型		製		作	プラスチック成形用金型製作
働部	I		場		板		金	数値制御タレットパンチプレス板金機械板金
	機		械		検		查	機械検査
	機		械		保		全	設備診断電気系保全機械系保全
	電	気	機	器	組	立	て	シーケンス制御
	半	導	体	製	品	製	造	集積回路組立て集積回路チップ製造
	自	動	販	売	機	調	整	自動販売機調整
	空	気	圧	装 置	組	立	て	空気圧装置組立て
, 干	油	圧	装		置	調	整	油圧装置調整
ま	農	業	機		械	整	備	農業機械整備
	冷	凍 空	気	調和	機	器 施	Н	冷凍空気調和機器施工
	婦	人	子	供	服	製	造	婦人子供既製服縫製婦人子供既製服パターンメーキング
	和						裁	和服製作
国場 瓦板	強	化プ	ラ	スチ	ッ	ク 成	形	ビニルエステル樹脂積層防食
置電調気	石		材		施		エ	石材加工
	水	産	練	り製	品	製	造	かまぼこ製品製造
るも	建		築		大		エ	大工工事
_	_						_	_

<u> </u>	┸成214	年9月	1日	火曜日	Щ		П	ļ	県	報	ž	(定期])	į	第 208	87 号	
	電気	機	H拉L	3	塗	金属	電	機械	ガ	自動	カ I テ	防	コンク	鉄	型	配	か
	機器	械	職	の 次の表 ⁶		材	気	プラ	ラス	ド	ノンウォ	水	ソリート	筋	枠		わ ら
	組立	検	種	次の表の上欄に掲げる職種で、三級の技能検定		料試	製	ント製	施	か施	ル施	施	圧送施	施	施		ιζί
	τ	查		掲 げ る	装	験	図	図	I	エ	I	I	I	I	エ	管	き
	シーケンス制御	機械検査	試験科	職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るも	鋼橋塗装	組織試験	配電盤・制御盤製図	機械製図CAD	ガラス工事	自動ドア施工	金属製カーテンウォール工事	改質アスファルトシートトーチ工法防水工事塩化ビニル系シート防水工事合成ゴム系シート防水工事アスファルト防水工事	コンクリート圧送工事	鉄筋組立て	型枠工事	建築配管	かわらぶき
服製造・プラスチック成形に観整・空気圧装置経立て、油圧調整・空気圧装置に立て、油圧調	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	職	目 1 特級の技能検定	(二) (一) ま 学で平実			樹脂接着剤注入施工	電子回路接続	職種	o	次の表の上欄に掲げる職種で、4 単一等級の技能検定	電気気	機械・プラント製図	配管	建築大工	和	
機械整備 婦人子供	き計画を「建设と残なき」 自動販売機 では、「日曜日)で、「日曜日)ので、半導体製品製造、自動販売機、「平成二十二年一月三十一日機械検査、ダイカスト、機械保全、平成二十二年一月三十一日放電加工、金型製作、金属プレス加			科試験の間において山口県職業能力開発協会が指定する日の間において山口県職業能力開発協会が指定する日成二十一年十一月三十日(月曜日)から平成二十二年二月二十一日(日曜日)技試験	の期日に規定する職種ことに実技試験及び学科試験を実施する。		樹脂接着剤注入工事	電子回路接続	試験科目		る職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るも	配電盤・制御盤製図	機械製図手書き	建築配管	大工工事	和服製作	冷凍空気調和機器施工

	()
一に規定する	試験の方法

服製造 プラスチック成形 調整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整件電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 ダイカス-封った を しょう はいました しょうしょう はいいしょう はいいしょう はいいしょう はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はい	職
備 自動販売 会属プレス 供 発 会 に が が の の の の の の の の の の の の の の の の の	種
平	
成 二 十	実
上 年	施
月	期
日	日
世日	

気 製 図 🛭	械・プラント製図機・プラント製図機・プラント製図機・	管	築 大 工	裁	凍空気調和機器施工 ፟△	
配電盤・制御盤製図	機械製図手書き	建築配管	工 大工工事	和服製作	冷凍空気調和機器施工	

2 級及び二級の技能検定

平成二十二年二月七日	建築大工	和裁	電気製図 塗装空気圧装置組立て	かわらぶき 自動ドア施工機械保全 半導体製品製造
平成二十二年一月三十一日	が水施工が一方材が、石材は、大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	エス チ油 防ッ圧	. ラント製図	テンウォール施工 機械・プ施工 水産練り製品製造 コ機機械整備 冷凍空気調和機業機械整備 ない 工場板金
平成二十二年一月二十四日	型枠施工 鉄	配管型	材料試験 婦人子供服製造	筋施工 ガラス施工 金属材機械検査 電気機器組立て
実施期日	種	1=		職

3 三級の技能検定

電子回路接続 樹脂接着剤注入施工	職	4 単一等級の技能検定	和裁 建築大工 電気製図	冷凍空気調和機器施工 機械・プラント製図	機械検査・電気機器組立て・配管	職
平成二十二年二月七日	実施期日		平成二十二年二月七日	平成二十二年一月三十一日	平成二十二年一月二十四日	実施期日

試験の場所

山口県職業能力開発協会が指定する場所

受検資格

- であること。 和四十四年労働省令第二十四号。 特級の技能検定にあっては、法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則(昭 以下「省令」という。)第六十四条に規定する者
- であること。 一級の技能検定にあっては、 法第四十五条及び省令第六十四条の二に規定する者
- 二級の技能検定にあっては、法第四十五条及び省令第六十四条の三に規定する者

であること。

- であること。 三級の技能検定にあっては、法第四十五条及び省令第六十四条の四に規定する者
- る者であること。 単一等級の技能検定にあっては、 法第四十五条及び省令第六十四条の六に規定す
- 受検申請書の受付期間

五

合は、十月九日までの消印のあるものは、有効とする。) 平成二十一年九月二十八日 (月曜日) から同年十月九日 (金曜日) まで (郵送の場

受検申請書等の提出先

山口市中央四丁目三番六号 (郵便番号七五三一〇〇七四)

山口県職業能力開発協会

提出書類

七

- 受検申請書
- 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあっては、その資格を証する

受検手数料

受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。

- 学科試験にあっては、 三千百円
- ぞれこれらの表の下欄に掲げる額 実技試験にあっては、 次の1の表から5の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれ
- 特級の技能検定

建設機械整備「婦人子供服製造」プラスチック成形器組立て「半導体製品製造」自動販売機調整」空気圧装置組立て「油圧装置調整器組立て「半導体製品製造」自動販売機調整」空気圧装置組立て「電気機」めっき、仕上げ、機械検査「ダイカスト」機械保全、電子機器組立て、電気機会等に、金属熱処理、機械加工「放電加工」金型製作「金属プレス加工」工場板金	職種
— — —	手
力六千	数
五芸	
H	料

2 級及び二級の技能検定

機械検査の婦人子供服製造	和裁の機械・プラント製図の電気製図	職種
一万三千七百四	一万二千百四	手 数 料
		械検査の婦人子供服製造の一方三千七、一方三千七、一方三千七、一方三千七、一方三千七、一方三千七、一方三千七、一方二千、一方三千、一方二千、一方二千、一方二千、一方二千、一方二千、一方二千、一方二千、一方二

報

テンウォール施工 自動ドア施工 ガラス施工 金属材料試験 塗装やらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 かけらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 か動販売機調整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和動販売機調整 医氏装置组立て 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和 万六千五百円

3 三級の技能検定(受検者が在校生である場合)

	機械検査	和裁 機械・プラント製図	職
気調和機器施工 建築大工 配管		電気製図	
			種
五千	四千		手 数
五百円	四千六百円	四千円	料

4 三級の技能検定 (受検者が在校生でない場合)

万	至気調和機器施工 建築大工 配管	電気機器組立て(冷凍穴)
万三		機械検査
万	図電気製図	和裁の機械・プラント製図
手数	種	職

5 単一等級の技能検定

Щ

	一万	一万六千五
種	種手	

九 問題の公表

会において公表する。 実技試験の問題は、 ただし、 平成二十一年十一月二十日 (金曜日) に山口県職業能力開発協 一部の職種については、 公表しない

- 合格者の発表等
- 合格者の発表は、 「口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。 平成二十二年三月十六日 (火曜日) とし、 合格者の受検番号を
- 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得

旨を知事に申し出ること。 点の開示を受けようとする受検者は、 合格者の発表日以後、 受検票を提示してその

+ その他

- 験」と朱書し、百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上、 職業訓練センターにすること。郵便で請求する場合は、 公共職業安定所、高等産業技術学校、 口県職業能力開発協会にすること。 受検案内、 受検申請書等の請求は、 山口職業能力開発促進センター又は防府地域 山口県職業能力開発協会、 封筒の表に「技能検定試 市役所、 町役場、 Щ
- 二一八六四六)にすること。 技能検定試験についての問合せは、 山口県職業能力開発協会 (電話○八三−九二

(二八三)下関都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開

画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、 下関都市計

平成二十一年九月一日

山口県知事

=

井 関

成

開催の日時

平成二十一年九月二十四日 (木曜日) 午後七時

開催の場所

下関市秋根南町 一丁目四番三三号

勝山公民館

Ξ

公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する下関都市計画道路三・三・九長府綾羅木線

次のとおりとする。

兀 公述の申出の手続

「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号 (郵便番号七五三-八五〇一)山 日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十一年九月十七日 (木曜 (以 下

口県土木建築部都市計画課に提出してください

なお、

郵送の場合は、

平成二十一年九月十七日までの消印のあるものに限りま

公述申出書を提出した者のうち、 同種の意見を有する者が多数ある場合には、 公

六

平成二十一年九月一日発行平成二十一年九月一日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県庁